

宮崎市通所介護事業所連絡協議会

総会

令和2年 3月23日（ 月 ）

デイサービスもっときっと

令和元年度 宮崎市通所介護事業所連絡協議会（案）

総会

日時：令和２年３月２３日（月）

１８：３０～１９：００

場所：デイサービスもっときっと

会 次 第

- １、 開会
- ２、 会長挨拶
- ３、 議長選出
- ４、 総会 議事
 - （１） 第１号議案 令和元年度事業報告について
 - （２） 第２号議案 令和元年度決算承認・監査報告について
 - （３） 第３号議案 役員改選について
 - （４） 第４号議案 令和２年度事業計画（案）について
 - （５） 第５号議案 令和２年度収支予算（案）について
 - （６） 第６号議案 会則の変更
- ５、 閉会
- ６、 その他・事務局から連絡
- ７、 終了

令和2年度

宮崎市通所介護事業所連絡協議会 事業計画（案）

1、事業方針

令和2年度は、新型コロナウイルスによる大混乱の中での幕開けになりそうです。マスク不足、トイレットペーパー不足、使い捨て手袋不足と不安要素があります。いったん落ち着いたとしても今後のためにどのように対応していくか各事業所に置かれても検討が必要になります。

令和元年では、宮崎市通所介護事業所連絡協議会は、宮崎市と介護予防に関して2回に渡って合同研修・意見交換を行いました。こういったことを継続することで、宮崎市と通所介護の現場の差が減り、宮崎市という特性に合った介護と一緒に構築できると期待したいです。介護保険認定の自治体による判断の差が大きいという記事がありました。お互いに不透明な部分を減らしていける努力を続けていかなければなりません。

そして介護業界の慢性的な人手不足問題も大きな課題です。サービスの質の向上を目指しながらも職場環境の改善も求められています。1事業所単体では解決策が乏しい場合もあります。このような時ほど、事業所、個人、職域を超えて横のつながりが必要になります。ICT、外国人労働者、AIなど時代は変化を続けています。いろいろな事業所のアイデア、発想で宮崎市の通所介護事業所が安定して発展できるつなぎ役を連絡協議会が担い、そのための研修や情報交換の場を設けていきます。

また厚生労働省においては、5年後の2025年を目途に、「高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築」を推進しており、地域ケア会議等、より一層地域や行政と関わる機会が増えてきております。通所介護事業所は地域包括ケアシステムの一環として、予防・支援分野を担っています。

その地域包括ケアシステムに沿った福祉環境の構築が必要とされている為、各事業所がその役割の一翼を担えるよう検討し取り組んでいきます。

2、重点項目

- (1) 円滑な運営のための情報収集及び情報交換
- (2) 通所介護事業所職員の知識及び技術向上にかかる研修会の開催
- (3) 通所介護事業の市民への啓発・広報活動
- (4) 関係機関団体との連絡調整
- (5) 介護保険制度に対する諸問題等への取り組み
- (6) 通所介護事業所間の連携と会員拡大

3、会務の運営

- | | | | | |
|-------------|---|---|------|----|
| (1) 総 | 会 | 年 | 1 | 回 |
| (2) 役 | 員 | 会 | 2ヶ月に | 1回 |
| (3) 会計監査の実施 | | 年 | 1 | 回 |

4、具体的事業

(1) 研修・情報交換委員会

目的：介護保険制度改正に伴い、他事業所との情報交換や意見交換を行いながら、更なる各通所介護事業所との繋がり強化を行う。また、医療や他職種との情報交流会等を盛り込み、横の繋がりを広げる。さらに現場職員のニーズによる研修を行う事により意識向上やスキルアップを図っていく。

(2) インタラクト（交流）委員会

目的：「地域共生社会」の理念として「地域課題の解決」「地域の丸ごとつながり」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「福祉人材の機能強化・最大活用」の4つの柱がある。またデイサービスは事業所数が多く、多職種で機能している。そのような現状の中で、今後デイサービスが社会にとって必要とされる事業所となる為に、様々な人と「インタラクト＝交流、互いに働きかける」が図れる場を設け、情報共有を行いながら、地域共生社会の理念に沿った活動ができるよう展開する。

5、令和元年度 宮崎市通所介護事業所連絡協議会 事業報告

(1) 総会

第13回宮崎市通所介護事業所連絡協議会 総会

日時：令和2年3月23日（月） 18：30

場所：デイサービスもっときっと

議案

第一号議案 令和元年度事業報告

第二号議案 決算承認・監査報告

第三号議案 役員改選

第四号議案 令和2年度 事業計画

第五号議案 令和2年度 収支予算

(2) 役員会

第1回

日時： 平成30年5月22日 19：00～

場所： デイサービスもっときっと

出席者数：9名

審議事項：・宮崎市役所から和光式モデルのヒアリング結果と今後の対応について
・研修会の年間計画について
・インタラクトの年間計画について

第2回

日時： 平成30年7月19日 21:00～

場所： 黒木屋

出席者数：役員9名（宮崎市職員4名）

審議事項：・和光方式について
・地域ケア会議について
・通所介護の現場について

第3回

日時： 令和元年2月18日 21:00～

場所： 宮崎市民プラザ

出席者数：役員8名

審議事項：・総会について

（3）他活動

活動告知

- ・宮崎市介護支援専門員連絡協議会（令和元年10月16日）
- ・MRT ラジオ（令和元年11月5日、11月13日）
- ・宮崎ケーブルTV（令和元年11月6日）
- ・サンシャインFM（令和元年11月15日）

令和元年度 委員会活動報告書

委員会名	研修情報委員会	役員数 3 名
委員長名	徳留 尚愛	

委員会の目的 年度活動計画	情報交換や意見交換を行いながら通所事業所間のつながりの強化を目指す。 法改正に向けての講演や研修会を通じて意識の向上やスキルアップを図る。
委員会開催数	委員会 6 回

項目	内容
委員会 平成 31 年 4 月 26 日(金) 参加者 5 名 (徳留・田村・坂口・飛土・国島)	・年度計画 計 4 回を検討 内 1 回はイントラクト委員会と共同で開催 於: ロコモ
委員会 平成 31 年 5 月 27 日(月) 参加者 3 名 (徳留・坂口・田村)	・第 1 回研修会の打ち合わせ・研修内容について 自立支援型地域ケア会議に関するアンケート送付等のスケジュール検討 於: ロコモ
委員会 令和元年 6 月 18 日(火) 参加者 5 名 (徳留・坂口・田村・飛土・国島)	・第 1 回研修会の講師打ち合わせ・研修内容について 会員アンケートを元にした研修内容、進め方の検討 (宮崎市より～鶴岡様、関本様、根井様の 3 名が参加) 於: 宮崎市役所 研修棟
研修会 令和元年 7 月 19 日(金) 参加者 74 名	「宮崎市通所介護事業所連絡協議会 第 1 回 研修会」 (地域ケア会議と和光方式について) 講師: 宮崎市役所 介護保険課 於: 市民プラザ ギャラリー2
委員会 令和元年 7 月 30 日(火) 参加者 5 名 (徳留・田村・坂口・飛土・国島)	・第 2 回研修会の打ち合わせ・研修内容について 於: ロコモ
委員会 令和元年 8 月 16 日(火) 参加者 4 名 (田村・坂口・飛土・国島)	・第 2 回研修会の講師打ち合わせ・研修内容について 会員アンケートを元にした研修内容、進め方の検討 於: 宮崎市役所 研修棟
研修会 令和元年 8 月 23 日(金) 参加者 40 名	「宮崎市通所介護事業所連絡協議会 第 2 回 研修会」 (地域ケア会議と和光方式について) 講師: 宮崎市役所 介護保険課 於: 市民プラザ ギャラリー2

委員会 令和2年1月24日(金) 参加者 3 名 (徳留・坂口・田村)	・第3回研修会の講師打ち合わせ・研修内容について (講師～田代様が参加) 於: ロコモ
研修会 令和2年2月18日(火) 参加者 30 名	「宮崎市通所介護事業所連絡協議会 第3回 研修会」 (我慢をさせない災害支援) 講師: (防災士)田代智和様 於: 市民プラザ ギャラリー1
講師等とのやり取り	・宮崎市役所介護保険課においては、電話やFAX、宮崎市役所にて直接の打ち合わせを重ねた。 ・田代様においては、電話や研修情報委員会での打合せを行った。
目標達成度 委員会活動の 今後の課題	今年度は4回の研修会を予定していたが、実績としては3回の実施であり、予定の4回は達成できなかった。研修内容としては、今年度初めの段階で通所介護事業所への影響も大きいと考えられた、「地域ケア会議と和光書式」に関する研修会を宮崎市と合同で行った。また、昨今の防災意識の高まりと、宮崎の地域特性を踏まえて、「防災」に関する研修を取り入れた。次年度以降の課題として、2021年の診療報酬・介護報酬同時改定に向けた学びの機会や、会員アンケートを元に、よりニーズの高い研修会の企画を行い、会員事業所全体で学びの質を上げられるよう取り組んでいきたい。

平成31年度 委員会活動報告書

委員会名	インタラクト委員会	役員数 4名
委員	黒木 宣彦 内山 竜一 甲田 英之 甲斐 輝彦	

委員会の目的 年度活動計画	地域包括ケアシステムの中で「地域共生社会」が謳われている。地域共生社会の4つの柱として「地域課題の解決」「地域の丸ごとつながり」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「福祉人材の機能強化・最大活用」がある。この柱に沿って、平成 31 年度は様々な人と「インタラクト＝交流、互いに働きかける」が図れる場を設けていき、地域共生社会の実現に向けて取り組むよう展開する。
委員会開催数	打合せ13回 イベント1回

項目	内容
宮崎市通所介護連絡協議会 委員会 令和元年5月7日	宮崎市の街中での福祉イベントに向けての準備会議 於:もっときつと
宮崎市通所介護連絡協議会 委員会 令和元年6月2日	宮崎市の街中での福祉イベントに向けての準備会議(6月5日に宮崎市 まちなか活性化室での打ち合わせ内容を含む) 於:もっときつと
宮崎市との打ち合わせ 令和元年6月5日	宮崎市まちなか活性化室にて街中での福祉イベントに向けて、補助事 業の活用に対しての打ち合わせ(若草通で実施する事で決定) 於:宮崎市
宮崎市通所介護連絡協議会 委員会 令和元年7月4日	宮崎市の街中での福祉イベントに向けての準備会議(ボランティアの活 用と依頼周知、補助事業の活用について、若草通で実施する上での留 意事項等) 於:もっときつと
宮崎市通所介護連絡協議会 委員会 令和元年7月16日	宮崎市の街中での福祉イベントに向けての準備会議(ボランティアの活 用と依頼周知、協力機関への周知、補助事業の活用について、若草通 で実施する上での留意事項等) 於:もっときつと
宮崎市通所介護連絡協議会 委員会 令和元年8月21日	宮崎市の街中での福祉イベントに向けての準備会議(ボランティアの活 用と依頼周知、協力機関への周知、補助事業の活用について、若草通 で実施する上での留意事項等) 於:もっときつと
宮崎市通所介護連絡協議会 委員会 令和元年9月9日	宮崎市の街中での福祉イベントに向けての準備会議(ボランティアの活 用と依頼周知、協力機関への周知、補助事業の活用について、若草通 で実施する上での留意事項等) 於:もっときつと
宮崎市通所介護連絡協議会	宮崎市の街中での福祉イベントに向けての準備会議(ボランティアの活

委員会 令和元年9月17日	用と依頼周知、協力機関への周知、補助事業の活用について、若草通で実施する上での留意事項等) 於:もっときっと
宮崎市通所介護連絡協議会 委員会 令和元年10月9日	宮崎市の街中での福祉イベントに向けての準備会議(ボランティアの活用と依頼周知、協賛依頼、協力機関への周知、補助事業の活用について、若草通で実施する上での留意事項、広報活動について等) 於:もっときっと
宮崎市通所介護連絡協議会 委員会 令和元年10月21日	宮崎市の街中での福祉イベントに向けての準備会議(ボランティアの活用と依頼周知、協力機関への周知、補助事業の活用について、若草通で実施する上での留意事項、広報活動について、当日の流れ等) 於:もっときっと
宮崎市通所介護連絡協議会 委員会 令和元年11月1日	宮崎市の街中での福祉イベントに向けての準備会議(ボランティアの活用と依頼周知、協力機関への周知、補助事業の活用について、若草通で実施する上での留意事項、広報活動について、当日の流れ等) 於:もっときっと
障害者団体との打ち合わせ 令和元年11月8日	障害者団体「わくわくネットワーク」との打ち合わせ 於:わくわくネットワーク事務局
宮崎市通所介護連絡協議会 委員会 令和元年11月14日	宮崎市の街中での福祉イベントに向けての準備会議(ボランティアと打ち合わせ、協力機関への周知、補助事業の活用について、若草通で実施する上での留意事項、広報活動について、当日の流れ等) 於:もっときっと
宮崎市通所介護連絡協議会 委員会 令和元年11月16日	宮崎市若草通でイベント「街中 de ふくしフェス」 動員約600名 於:若草通
追加事項	委員会とは別に、適宜ボランティアや協力関係機関、宮崎市との協議、広報活動(ラジオやケーブルテレビ、広報誌等)が連絡協議会理事が個別で行っている。

1. 目標達成度 2. 委員会活動 の今後の課題	1. インタラクト委員会の目的は「様々な資源との交流」であった。今回はふくしイベントを通して、宮崎市、各ボランティア団体、障害者団体、協賛、若草通商店街等と交流を図る事ができた。各関係機関からは「福祉業界の為に、また次年度も行っていきたい」との声が上がっている。今年度の目標は達成できている。 2. 来年度の課題として、イベント継続の為に、今回のイベントで培った経験やつながりを通して、さらに発展していくための方策を考慮する必要がある。また、主となる担当者の選定や、継続していくための関係事業所に負担のない実施方法を模索する必要がある。
--------------------------------	--

宮崎市通所介護事業所連絡協議会 平成31年度収支決算

収入の部

科 目		予 算 額	収 入 額	摘 要
会 費	事業所会員	¥600,000	¥462,000	6,000 円 × 78
				円 × 0 来期分前納
	個人会員	¥6,000	¥6,000	3,000 円 × 2
	合計会員		¥468,000	80
雑収入	受取利息	¥0	¥258,005	9/2受取利息 2円 2/17受取利息 3円 雑収入 8,000円 街中de福祉フェス協賛等収入 150,000円 宮崎市街中de福祉フェス助成金100,000円
当期収入合計 (A)		¥606,000	¥726,005	
前期繰越収支差額		¥641,671	¥641,671	
収入合計 (B)		¥1,247,671	¥1,367,676	

支出の部

科 目		予 算 額	支 出 額	摘 要
事業費		¥570,000	¥512,256	
	研修費	¥200,000	¥23,777	講師謝礼1名分 10,000円 会場使用料等 13,477円 講師資料印刷費 300円
	雑費	¥150,000	¥3,000	会員資料 3,000円
	出張交際費	¥170,000	¥183,000	宮崎市介護保険課職員との打ち合わせ 25,000円 役員交通費等 158,000円
	各種委員会	¥50,000	¥302,479	街中de福祉フェスイベント使用料
事務費		¥305,000	¥187,470	
	通信運搬費	¥40,000	¥40,000	電話代・FAX代・事務局費
	印刷製本費	¥80,000	¥80,000	印紙代・事務局費
	消耗品費	¥70,000	¥12,930	事務用品(コピー用紙・封筒等・切手)
	ホームページ運営費	¥100,000	¥54,540	ドメイン使用料・HP作成・振込手数料
	雑費	¥15,000		キャンセル料・消費税
予備費				
当期支出合計 (c)		¥875,000	¥699,726	
次期繰越収支差額 (B) - (C)		¥372,671	¥667,950	

令和元年度 役員名簿

1	会長	国島 暢高	リハビリデイサービス L o c o m o
2	副会長	野崎 稜太	宮崎南デイサービスセンター
3	副会長	飛土 智美	三愛園 在宅介護支援センター
4	理事	田村 寛	TMリハサービス
5	理事	徳留 尚愛	デイサービス ゆずり葉
6	理事	内山 竜一	デイサービスセンターもっときつと
7	理事	甲田 英之	デイサービスセンターうしたに
8	理事	坂口 仁志	リハビリデイサービス L o c o m o
9	事務局	山村 幸恵	宮崎南デイサービスセンター
10	会計	甲斐 輝彦	芳生苑デイサービスセンター
11	監事	東 真苗美	デイサービスほおずき
12	監事	黒木 宣彦	(株) ビブレアール宮崎
13	監事	児玉 博文	デイサービスしらふじ

事務局 宮崎南デイサービスセンター

電 話 6 5 - 2 8 9 9

F A X 6 5 - 1 7 0 0

E-mail aisin@face.ne.jp

令和２年度 役員名簿（案）

1	会長	内山 竜一	デイサービスセンターもっときっと
2	副会長	田村 寛	TMリハサービス
3	副会長	飛土 智美	三愛園 在宅介護支援センター
4	理事	山村 幸恵	グループホーム シルヴァーリージャ
5	理事	蛭原 宗明	希望ヶ丘リハデイサービス
6	理事	坂口 仁志	リハビリデイサービス L o c o m o
7	理事	東 真苗美	デイサービスほおずき
8	理事	黒木 宣彦	(株) ビブレアール宮崎
9	事務局	野崎 稜太	宮崎南デイサービスセンター
10	会計	甲斐 輝彦	芳生苑デイサービスセンター
11	監事	児玉 博文	デイサービスしらふじ
12	監事	国島 暢高	リハビリデイサービス L o c o m o

事務局 宮崎南デイサービスセンター

電 話 ６５－２８９９

FAX ６５－１７００

E-mail aisin@face.ne.jp

令和 2 年度研修情報委員会事業計画(案)

令和 2 年 2 月 24 日

宮崎市通所介護事業所連絡協議会
会 長 御中

研修情報委員会
委員長 徳留
委員 田村、坂口

1) 事業目的	令和 2 年度は診療報酬・介護報酬同時改定の年であり、また人口の減少から介護の担い手が更に不足していく。通所事業所においても変化していく状況に対応できるよう、他事業所との情報交換や意見交換を行いながら、各通所介護事業所のつながりを強化していく。更に現場職員のニーズによる研修を行う事により意識の向上やスキルアップを図っていく。
2) 実施予定	年 4 回 7 月、9 月、12 月、2 月 (内、2 回懇親会を取り入れる)
3) 実施場所	市民プラザほか、懇親会がある時は会場が併用できる場所
4) 動員予定数	70 人から 100 人 (動員増への工夫・取組) 会員へ早めに通達する。アンケートの希望を取り入れる。(現場向けの講座等)
5) 対象	通所連絡協議会員・その他(研修関係機関)
6) 事業概要	令和元年度は、当初大きな課題となりえた「地域ケア会議と和光書式」に関する研修会を宮崎市と合同で行った。また、南海トラフ地震・日向灘沖地震への備えとして、「防災」に関する研修を取り入れた。令和 2 年度は、2021 年の診療報酬・介護報酬同時改定に向けた学びの機会や、会員アンケートを元に、現場職員からより高いニーズをピックアップして研修会を企画していく。宮崎市通所介護事業所連絡協議会会員事業所全体でスキルアップできるよう取り組んでいきたい。
7) 備 考	研修会後に懇親会を行い、その後のつながりが出来るようにして行きたい。

令和2年度宮崎市インタラクト（交流）委員会事業計画(案)

令和2年3月1日

宮崎市通所介護事業所連絡協議会
会 長 御中

宮崎市インタラクト（交流）委員会
委員長 甲斐 輝彦
委員 甲田 英之
委員 黒木 宣彦
委員 内山 竜一

1) 事業目的	地域包括ケアシステムの中で「地域共生社会」が謳われている。地域共生社会の4つの柱として「地域課題の解決」「地域の丸ごとつながり」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「福祉人材の機能強化・最大活用」がある。この柱に沿って、様々な人と「インタラクト＝交流、互いに働きかける」が図れる場を設けていき、地域共生社会の実現に向けて取り組むよう展開する。
2) 実施予定	令和2年10月～11月に公共機関等と連携しイベントを開催。テーマは「福祉の魅力を伝えよう（仮）」とする。
3) 実施場所	若草通り、別府街区公園、一番街の各エリア、イオン等
4) 動員予定数	(動員増への工夫・取組) 会員や関係者へ早めに通達する。ニーズや目的に沿って開催する為に、どのようなテーマが良いか様々な関係機関とで話し合い、時事に沿った内容で行う。
5) 対象	宮崎市に住んでいる方
6) 事業概要	1. 宮崎市への広報、宮崎市から広報、報道機関へ周知 2. 各関係機関との連絡、調整
7) 備 考	研修委員会等への協力要請

宮崎市通所介護事業所連絡協議会 令和2年度収支予算（案）

収入の部

科 目		予 算 額	摘 要
会 費	事業所会員	¥480,000	6,000 円 × 80 事業所
	個人会員	¥6,000	3,000 円 × 2
	合計会員		82
雑収入	受取利息	¥0	
当期収入合計（A）		¥486,000	
前期繰越収支差額		¥667,950	
収入合計（B）		¥1,153,950	

支出の部

科 目		予 算 額	摘 要
事業費		¥570,000	
	研修日	¥200,000	講師謝礼金他
	雑費	¥150,000	
	出張交通費	¥170,000	
	各種委員会	¥50,000	年間役員会議費他
事務費		¥305,000	
	通信運搬費	¥40,000	1年間分 電話代・FAX代
	印刷製本費	¥80,000	1年間分 印刷代・事務局費
	消耗品費	¥70,000	事務用品
	ホームページ運営費	¥100,000	ドメイン使用料・レンタルサーバー代・サポート料
	雑費	¥15,000	
予備費			
当期支出合計（c）		¥875,000	
次期繰越収支差額（B）-（C）		¥278,950	

宮崎市通所介護事業所連絡協議会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、宮崎市通所介護事業所連絡協議会 とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局を、会長が別に定める通所介護事業所内におく

(目的)

第3条 本会は、通所介護(「介護予防通所介護」を含む。以下同じ。)事業に従事する職員の資質の向上を図るとともに、通所介護事業所間の情報の共有化や連携を強化することにより、適切で効果的な通所介護サービスの提供と宮崎市の高齢者福祉の推進に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1)通所介護事業の円滑な運営のための情報収集及び情報交換
- (2)通所介護事業所職員の知識及び技術の向上に係る研修会の開催
- (3)通所介護事業の市民への啓発・広報活動
- (4)関係機関・団体との連絡調整
- (5)介護保険制度に対する諸問題への取り組み
- (6)会員の親睦に関する行事
- (7)その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事項

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、宮崎市にて通所介護事業を実施している事業所及び宮崎市が保険者となっている利用者に対して通所介護サービスを提供している事業所に従事する者のうち、本会の目的に賛同する事業所会員または個人会員により構成する。

(入会)

第6条 本会に入会を希望するものは、会長が別に定める「入会申込書」により、会長に申し込まなければならない。

(会費)

第7条 会員は別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を自動的に喪失する。

- (1)退会したとき
- (2)会員である事業所が通所介護事業を廃止若しくは休止したとき
- (3)1年以上会費を滞納したとき
- (4)除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において出席した会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合において、その会員は議決の前に弁明することができる

- (1)本会の会則に違反したとき
- (2)本会の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為を行ったと認められるとき

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員)

第12条 本会を運営するために次の役員をおく

- (1)理事 9名以上
- (2)監事 2名以上

2、理事のうち、1名を会長、1～2名を副会長、1名を会計とする。

(役員の選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

- 2、 会長、副会長、会計は、理事の互選によりこれを定める
- 3、 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第14条 会長は本会を代表し、会を総括する

- 2、 副会長は、会長を補佐し、会長が事情により職務が遂行できない時はその職務を代行する
- 3、 会計は、本会の予算執行及び財産管理等に関する業務を行う。
- 4、 理事は、役員会を構成し、会則および総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 5、 監事は次に掲げる業務を行う。
 - (1)財産及び会計の状況を監査すること
 - (2)理事の業務執行の状況を監査すること
 - (3)財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会、役員会に報告すること
 - (4)前号の報告をするため必要があるときは、総会または役員会を招集すること

(任期)

第15条 会長の任期は2年とする、ただし再任を妨げない。

- 2、 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3、 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4、 役員は、辞任又は任務満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した会員の3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。この場合、その役員は議決の前に弁明することができる。

- (1)心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員の報酬等)

第17条 役員の報酬等については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

2、 前項の規定にかかわらず、会務で出張した場合、1回の出張時の交通費を1,000円とし支給する事ができる。

3、 第2項の金額は役員の地位による業務量を勘案し、上限を設ける。
本会は、役員に対し、次の各号に定める交通費を上限とし支給する。

(1) 会 長	年額	20,000円
(2) 副会長	年額	15,000円
(3) 理事(会長・副会長を除く)・会計・監事	年額	12,000円

第4章 総 会

(総会)

第18条 本会の総会は、毎年1回以上これを開催する。

2、 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催することができる

(1) 会長が必要と認めるとき

(2) 役員会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(3) 役員の3分の1以上から書面をもって招集の請求があったとき

(4) 監事が会則第14条第5項第4号に基づき、書面をもって役員会
に招集の請求をしたとき

3、 総会の招集は、日時、場所並びに会議に付すべき事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに会員に通知しなければならない。

4、 総会を開催することが困難な状況が発生した場合、会長の判断で資料をホームページに掲載し、議決を図ることができる。

(議決事項)

第19条 総会は、次の各号に掲げる審議を行い議決する。

(1) 本会の事業計画及び予算に関すること

(2) 本会の事業報告及び決算に関すること

(3) 本会の規約の改正に関すること

(4) その他必要な事項

(定足数、議決等)

第20条 総会は、会員の過半数(委任状含む)の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛同をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2、 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、代理者(出席会員に限る)にその権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

第5章 役員会

(役員会)

第21条 役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催することができるものとし、議長は会長が務める。

- (1)会長が必要と認めるとき
- (2)理事の3分の1以上が書面をもって請求するとき

(役員会の議決事項)

第22条 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議議決する。

- (1)総会で議決した事項の執行に関すること
- (2)総会に付議すべき事項
- (3)その他総会の議決を必要としない業務の執行に関する事項

(役員会の定足数、議決等)

第23条 役員会の議決は、理事の過半数の出席により成立し、その出席者の過半数をもってこれを議決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第6章 会計

(経費)

第24条 本会の運営に関する経費は、会費、助成金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 災害対策基金（災害対策基金の積み立て）

第26条 大規模災害に係る義援金を積み立てることが出来る。

第27条 本会は大規模災害にかかる義援金を拠出することができる。

- 2・災害義援金は被災状況などを考慮して役員会において決定する。
- 3・災害義援金には会員による任意での寄付金を含めることができる。

第8章 その他

第28条 その他、本会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附則 1、この会則は、平成20年4月1日から施行するものとする。

2、平成23年4月1日改正

3、平成25年4月1日改正

4、平成29年4月1日改正

5、平成30年4月1日改正

6、令和2年4月1日改正